

和歌山県立考古民俗博物館（仮称）展示・収蔵設備基本設計業務委託企画提案公募要領「5（2）質問の受付」による質問申出書に対する回答

※質問申出書の受付順に記載

番号		区分	内容
1	プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項	質問	公募要領「3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項（6）」において、「博物館の増改築に伴う展示設計業務」とあるが、増改築以外の新築の施設や展示リニューアルの実績も要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。
		回答	公募要領「3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項（6）」では展示設計業務の契約、具体的には企画提案仕様書「5 業務内容（1）」と同等の業務と認められる契約を元請として少なくとも1件締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であることを要件としております。このため、質問にありました実績も、「5 業務内容（1）」と同等の業務内容である場合には、該当します。
2	委任状の提出	質問	公募要領「5 応募手続に関する事項（3）オ（ア）j」において、委任状の提出について記載がありますが、和歌山県の役務競争入札参加資格を支店で登録している場合、委任状の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。
		回答	委任状の提出は必要となります。
3	公募要領別記第12号様式「ク 配置予定技術者の経歴」について	質問	公募要領別記第12号様式にて、記入欄に「発注」との表記がありますが、こちらは「発注者」を記入するという認識でよろしいでしょうか。
		回答	ご指摘のとおりです。 なお、公募要領別記第12号様式に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。 【訂正】別記12号様式に記載の「発注」を、「発注者」に訂正する。
4	プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項	質問	公募要領「3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項（6）」に記載の要件について、国立の博物館の実績は対象外ということになりますでしょうか。
		回答	質問にありました博物館が、公募要領「3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項（6）」記載の「過去10か年の間に竣工した展示部門の面積が700㎡以上の博物館（博物館法第2条第1項に基づく登録博物館、若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設とする。ただし、動物園、植物園、水族館を除く。）」の要件を満たす場合には、該当します。また、上記要件を満たさない場合には、該当しません。
5	企画提案のプレゼンテーション	質問	公募要領「7 応募提案書類の審査及び事業者の選定に関する事項（2）イ（ア）」において、プレゼンテーションの際に企画提案書に掲載した写真を動画として再生することは認められるのでしょうか。
		回答	企画提案は、企画提案書により説明するものとし、追加資料は認められません。質問にありました動画の再生も、追加資料に該当するため、認められません。

6	インクルーシブデザイン	質問	インクルーシブデザインの定義をご教示ください。
		回答	「和歌山県立考古民俗博物館（仮称）基本計画」（令和4年5月）（以下、「基本計画」という）「第3章 事業活動計画」「9 インクルーシブデザイン」記載のとおりです。
7	応募提案書類の審査	質問	「7 応募提案書類の審査及び事業者の選定に関する事項（4）」の審査項目「ク 配置予定技術者の経歴（別記第12号様式）」について、枚数制限はありますか。
		回答	制限はありません。
8	応募提案書類の審査	質問	「7 応募提案書類の審査及び事業者の選定に関する事項（4）」の審査項目「コ 業務見積書（別記第14号様式）」とは、展示・収蔵設備基本設計業務の見積りでしょうか。また、押印した見積書も別紙内訳書も副本が必要という理解でよろしいでしょうか。
		回答	「コ 業務見積書（別記第14号様式）」は、「和歌山県立考古民俗博物館（仮称）展示・収蔵設備基本設計業務」が該当します。当該見積書及び見積金額内訳書（様式自由）ともに、副本が必要となりますが、副本には、提案者の特定又は推測につながる情報（事業者名、ロゴマーク等）を記載しないものとし、当該情報の記載がある場合は、押印を含め削除又は墨消し処理をしてください。
9	現資料館の平面図等の提供について	質問	現資料館の展示室の平面図を提供いただくことは可能でしょうか。
		回答	現資料館の平面図の提供は可能です。ご希望の場合には、電子メールにて件名「【図面提供希望】和歌山県立考古民俗博物館（仮称）展示・収蔵設備基本設計業務委託プロポーザル」とし、下記メールアドレスまでご連絡ください。また、電子メール本文には（ア）事業者の名称、（イ）担当者の氏名、（ウ）担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載してください。メール受信後、平面図をデジタルデータにて提供します。 【電子メールアドレス】 kofun@kiifudoki.wakayama-c.ed.jp
10	博物館（新築）等の計画図面について	質問	新館の計画図面を提供いただくことは可能でしょうか。
		回答	提供することはできません。
11	企画提案仕様書「5 業務の内容」について	質問	企画提案仕様書「5 業務の内容」では収蔵設備計画、文化財修復関連設備計画の記載がありますが、「6 建築設計・展示設計業務区分」では建築設計に入っています。これは条件提示まででよいということでしょうか。
		回答	和歌山県立考古民俗博物館（仮称）展示・収蔵設備基本設計業務委託企画提案仕様書（以下、「企画提案仕様書」という）「5 業務の内容」の「（2）ア 収蔵設備計画の作成」及び「（3）ア 文化財修復関連設備計画の作成」には、「6 設計・展示設計業務区分」記載の「収蔵庫内装・什器」、「モニタリングシステム」、「文化財保存処理関連設備」も対象となります。

12	企画提案仕様書について	質問	企画提案仕様書「5 業務の内容」記載の教育普及部門関連設備計画とは、ライブラリーのことでしょうか。
		回答	「5 業務の内容」の「(4) ア教育普及部門関連設備計画」は、「6 設計・展示設計業務区分」記載の「ライブラリー」が該当します。
13	応募手続きに関する事項について	質問	「5 応募手続きに関する事項(3) キ(ア) c」に、「副本には、提案者の特定又は推測につながる情報(事業者名、ロゴマーク等)を記載しないものとし」とありますが、提案者以外の協力会社名に関しては、表記しても問題ないでしょうか。
		回答	提案者の特定又は推測につながる情報に該当することから、協力会社名も副本への記載は認められません。
14	企画提案仕様書「5 業務の内容」について	質問	「6 建築設計・展示設計業務区分」の「モニタリングシステム」、「文化財保存処理関連設備」はどのような仕様のものを想定されていますでしょうか。
		回答	「文化財保存処理関連設備」とは、基本計画「第5章 施設計画」「1 施設の基本方針」「(1) 基本方針」「⑥文化財の保存処理機能の整備」記載のとおりです。「モニタリングシステム」とは、基本計画「第5章 施設計画」「2 博物館施設」「(2) 収蔵施設の規模及び配置」記載内容の整備の一部が該当します。
15	企画提案のプレゼンテーションについて	質問	公募要領「7 応募提案書類の審査及び事業者の選定に関する事項(2) イ(ア)」において、「追加資料(パワーポイントのスライドを含む。)の使用は認めない。」との記載があるが、一方でプロジェクターの使用は可と記載されています。本件については、提出する紙媒体の提案書と同じ内容をパワーポイント用に再編集してプレゼンテーションで使用してもよいとの認識でよろしいでしょうか。
		回答	お見込みのとおりです。